

# 森林環境譲与税と清流の国ぎふ森林・環境税 の有効な活用に向けて

---

岐阜県林政部恵みの森づくり推進課  
平成30年11月



# それぞれの税の趣旨と目的

## 【森林環境譲与税(仮称)】

- ・パリ協定の枠組みのもとでの我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため
- ・森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する
- ・森林経営管理法を踏まえ、創設

## 【県森林・環境税】(第2期 H29~H33)

- ・豊かな森林や清らかな河川が持つ公益的機能を将来にわたり享受できるように
- ・自然環境の保全・再生の取組みを進める

## <参考>

# 第196回国会における森林環境税(仮称)に関する主な質疑

林野庁資料より

### 【使途】

- ・地域の実情に応じて法令に定める予定の範囲(「森林整備及びその促進に関する費用」の範囲)で事業を幅広く弾力的に実施できるもの。
- ・地方譲与税なので、国として使途の詳細な範囲を示すことは馴染まない。

<使途の公表について>現時点での詳細は不明であるが、法律に明記される予定

### 【既存の施策との関係】

- ・森林吸収源対策等の目標の達成のため、国の予算事業と森林環境税による双方の取組により**森林整備を一層推進**。

### 【超過課税との関係】

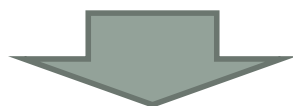
- ・森林環境税(仮称)の課税は、国民負担等を考慮し平成36年度からとなるが、この間に、各府県等が実施しているすべての超過課税が、その期限または見直し時期を迎えることになるので、関係府県においては、森林環境税(仮称)を前提とした自らの超過課税の在り方を御議論いただきたい。
- ・森林環境税と府県の超過課税がそれぞれの役割分担のもとで効果的に活用されるよう、情報提供や意見交換。

# 森林環境譲与税と県森林・環境税の関係

第1回国税の用途 調査項目	県森林・環境税事業名 (林政関係13事業)	H30予算 (百万)	重複の有無
I 間伐等の森林整備	1. 環境保全林整備事業 2. 里山林整備事業 3. 森林地域外危険木除去事業 4. 観光景観林整備事業	833	無
II 人材育成・担い手	—	—	—
III 木材利用促進	5. 木の香る快適な公共施設等整備事業 6. 県民協働による未利用材の搬出促進 7. ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業 8. ぎふの木育教材導入支援事業	141	有
IV 普及啓発	9. 森と木と水の環境教育推進事業 10. 清流の国ぎふ地域活動支援事業	36	有
V 市町村の体制	—	—	—
VI その他	11. 公有林化支援 12. 木質バイオマス利用施設等導入促進 13. 清流の国ぎふ市町村提案事業	173	有 (市町村提案除く)

## 県としての考え方

- ・県森林・環境税事業は、議会の承認を受け5年計画で進めている。
- ・各市町村は、まずは新たな森林管理システムに取り組んでいただきたい。
- ・譲与税は段階的に増額されるため、当面3年程度は重複事業に対して譲与税のみでは市町村単独で十分な額が充てられない。
- ・譲与税の導入効果として全体事業量の増加が望ましい。



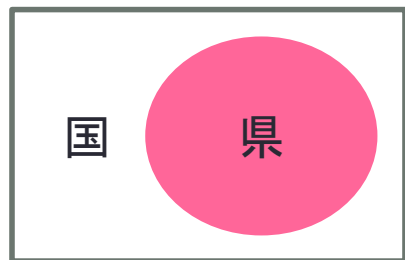
## 県としての方針(案)

- ・第2期県森林・環境税の間は、各事業メニューは廃止しない。  
ただし、より有効に税を活用するため、できる限り重複しないよう市町村との調整を行う。(例)補助対象、事業主体の見直し
- ・なお、2期終了時(H33年度)には、市町村の譲与税活用状況等を踏まえ、第3期に向けた事業メニュー等の見直しを検討。

# 棲み分けの考え方

## 1. 重複パターン

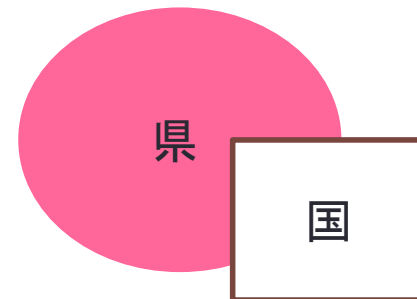
①国の対象が県の対象を包含  
or 完全重複



②県の対象が国の対象を包含



③県と国の対象が一部重複



- 5. 木の香る快適な公共施設等整備事業
- 6. 県民協働による未利用材の搬出支援事業
- 7. ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業
- 8. ぎふの木育教材導入支援事業
- 9. 森と木と水の環境教育推進事業

- 10. 清流の国ぎふ地域活動支援事業
- 12. 木質バイオマス利用施設導入促進事業

- 11. 公有林化支援事業

## 2. 棲み分けの例

### ケース①

- i 県事業から市町村を除外する
- ii 県の対象外のみを譲与税で実施
- iii 同一事業に両税が充当されないよう調整

### ケース②

- i 国の対象外のみを県事業で実施
- ii 譲与税は一切充てない
- iii 同一事業に両税が充当されないよう調整

### ケース③

- i 国の対象外のみを県事業で実施
- ii 県の対象外のみを譲与税で実施
- iii 同一事業に両税が充当されないよう調整

# 各市町村との調整結果

	( )内はP4の事業 No	県事業の対象	市町村が譲与税で 実施予定の内容
Ⅲ 木材利用 促進	施設の木質化・ 木造化(5)	・教育福祉関連施設	・市庁舎等、教育福祉関連施設以 外の公共施設
	未利用材搬出(6)	・市町村が助成する額への補助	実施なし
	木製品の導入(7)	・学校や幼稚園・保育園等への県 産材木製品の導入	・県産材以外の木製品の導入 ・市庁舎等、教育福祉関連施設以 外への導入
	木育教材導入(8)	・幼稚園、小中学校、児童福祉施設 等における木製学習教材等の導入	・該当市町村内の新生児への木製 玩具プレゼント
Ⅳ 普及啓発	環境教育(9)	・小中学校、高等学校等が主体とな り独自に企画する環境教育の支援 ・未就学児を対象とした木育教室	・イベントにおける木工体験等 ・市町村が主催する未就学児を対 象とした継続・反復的な木育教室
	団体活動支援(10)	・各種団体が自ら企画・立案・実行 する創意工夫ある森や川づくり活 動への補助	実施なし
Ⅵ その他	公有林化(11)	・県が指定する水源林の公有林化	・県指定の水源林以外の公有林化
	バイオマス導入 (12)	・公共施設や民間施設における木 質バイオマス利用施設の導入	実施なし

※以上より、県森林・環境税事業と市町村が実施する譲与税事業との重複はありません。 6